

鳥取県告示第 768 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人はあと&はんど 理事長 猪口 はるみ	鳥取市河原町渡一木 287-31	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	平成 18 年 8 月 1 日